

3 福井大学・奈良女子大学・
岐阜聖徳学園大学
連合教職開発研究科

(1) 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

	福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科
カリキュラム・ポリシー	【教職開発専攻】 1. 「理論と実践の融合」を実現するために、学校を拠点とする「協働実践研究プロジェクト」を中心に教育課程を編成し実施する。 2. 教職専門性開発を生涯にわたって支えるために、世代継承生成サイクルの視点から、教職専門性の4つの資質能力を培う教育課程を編成し実施する。 3. 学び合うコミュニティに公教育改革の支援システムを融合させた教育課程を編成し実施する。
ディプロマ・ポリシー	【教職開発専攻】 1. 本専攻が求める教職専門性の4つの資質能力を身につけ、基準となる単位数を修得し、「長期実践研究報告」を作成してラウンドテーブルにおいて公表し評価を受けることが、教職修士（専門職）の学位授与の必要要件である。 2. 本専攻の目的に沿って、修了までに以下の資質能力を身につけることを求める。 [授業研究・教職専門性開発コース、ミドルリーダー養成コース] ① 子どもと教師の学習と成長を支えるファシリテーター・コーディネーターとしての実践力 ② 学び合う教師の協働組織とその改革のマネジメント力 ③ 教育実践の質を不断に高め発展させていく省察・研究能力 ④ 公教育を担う専門職としての使命感と責任感 [学校改革マネジメントコース] ① グローバル社会を生き抜く力を培う学校組織を創る学校マネジメント力 ② リスク社会における危機に対応する学校組織を運営する危機管理能力 ③ 学び続ける教師の学習コミュニティを培う専門職学習コミュニティコーディネート力 ④ つねに学校を革新し続けるために、専門職としての実践研究を重ねる実践研究組織力

(2) 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科規程

平成30年4月1日

福大規程第10号

(趣旨)

第1条 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項は、福井大学大学院学則(平成16年福大規則第2号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、21世紀の学校を協働して実現する学校改革のリーダー養成を目的とし、そのためのマネジメント・協働実践力のあるプロフェッショナルとしての教師の力量形成を図ることを目的とする。

(構成及び運営)

第3条 本研究科は、福井大学、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学で構成し、その運営は、これら3大学の協力により行うものとする。

(コース)

第4条 本研究科教職開発専攻に、授業研究・教職専門性開発コース、ミドルリーダー養成コース、学校改革マネジメントコースを置く。

(教育課程)

第5条 本研究科における授業科目及び単位数は、別に定める。

2 学生は、在学期間中に授業科目45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的とする「学校における実習」10単位以上を含む。)を修得しなければならない。

(指導教員)

第6条 学生の履修の指導を行うため、学生ごとに本研究科担当教員(客員教員を除く。)の中から指導教員を定めるものとする。

2 指導教員は、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において定める。

(履修方法)

第7条 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ、指導教員の指導を受けなければならない。

2 学生は履修しようとする授業科目を、指定の期日までに研究科長に届けるものとする。

3 大学院学則第29条の6の規定に基づき、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することがで

きる単位数の上限を定めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、履修方法等について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第8条 本研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(在学期間の短縮)

第9条 大学院学則第38条の3の規定に基づき、本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、1年を限度として本研究科に在学したものとみなすことができる。

(長期履修学生)

第10条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを申し出たときは、研究科委員会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

(試験等)

第11条 各授業科目の成績は、試験及び研究報告等により評価する。

(追試験及び再試験)

第12条 病気その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかった者又は試験を受けて不合格となった者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(成績の評価)

第13条 大学院学則第29条の5第4項に規定する成績評価は、試験及びその他の審査により評価し、秀、優、良、可及び不可の5段階でこれを表示する。

2 前項の成績評価は、福井大学における成績評価基準等に関する規程の定めるところにより行う。

(長期実践報告等)

第14条 長期実践報告を提出しようとする者は、所属のコースに1年以上在学し、第5条第2項に規定する単位を修得又は修得見込みの者でなければならない。

(再入学)

第15条 本研究科を退学した者で、同じ専攻・コース等に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(3) 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科履修規程

平成30年4月1日

福大規程第3号

(趣旨)

第1条 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科(以下「連合研究科」という。)の履修に関する事項は、福井大学大学院学則(平成16年福大規程第2号。以下「本学大学院学則」という。)及び福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科規程(平成30年福大規程第10号。以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(指導教員及び副指導教員)

第2条 入学を許可された学生は、入学後2週間以内に指導教員を定めて福井大学学務部教務課に届け出るものとする。

(履修方法)

第3条 学生は所属するコースの教育課程表(別表)により、履修しようとする授業科目を、毎学期授業開始後2週間以内に福井大学学務部教務課へ届け出なければならない。

2 履修方法は次によるものとし、計45単位以上を修得するものとする。

- (1) 学校における実習10単位
- (2) 共通科目20単位
- (3) コース別選択科目15単位

(登録単位数の上限)

第4条 1年間に履修科目として登録することができる単位数は、30単位を限度とする。

ただし、「学校における実習」に係る単位の一部の修得を免除されること等により、当該課程の修了に必要な単位を2年未満で修得し修了しようとする場合、及び福井大学(以下「基幹大学」という。)で導入している「教育職員免許取得プログラム」履修者は、この限りでない。

(他のコースの授業科目の履修)

第5条 教育上有益と認めるときは、連合研究科委員会の議を経て、他のコースの授業科目を履修させ、これを研究科規程第5条第2項に規定する単位とすることができる。

(他の研究科の授業科目の履修)

第6条 教育上有益と認めるときは、連合研究科委員会の議を経て、基幹大学大学院の他の研究科の授業科目を履修させ、修得した単位は、連合研究科で修

得したものとみなすことができる。

(学部の授業科目の履修)

第7条 指導教員が必要と認め、かつ、基幹大学学部の授業担当教員の了解を得た場合は、連合研究科委員会の議を経て、基幹大学学部の授業科目を履修させ、これを連合研究科で修得した単位とすることができる。ただし、当該修得単位は修了要件の45単位には算入しないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 本学大学院学則第38条の2第2項の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、連合研究科委員会の議を経て、連合研究科に入学する前の小学校等における教員としての実務の経験を有する現職教員について、7単位を限度として研究科規程第5条第2項に規定する「学校における実習」について修得する単位の一部を免除することができる。

(追試験)

第9条 追試験願は、特別の事情がある場合を除き、試験終了後1週間以内にその理由(病気等の場合は診断書添付)を明記して、各授業担当教員に届け出なければならない。

(教育職員免許取得プログラム)

第10条 基幹大学においては、長期履修学生制度を適用した、連合研究科と教育学部の教育課程を併せ履修する、教育職員免許取得プログラムを設ける。

この場合の当該教員免許用単位等の履修は、教育学部の専門教育履修手引に準拠するものとする。

(成績に関する申し立て)

第11条 本学大学院学則第29条の5の規定に基づき、成績評価に対する申し立てに関して、次の各号に必要な事項を定めるものとする。

- (1) 成績評価に対して異議がある場合、その成績評価を受けた者は、原則として成績配付から1ヶ月以内に授業担当教員に申し立てることができるものとし、授業担当教員はそれに対処する。
- (2) 前項による授業担当教員の対処によっても解消されない場合は、その成績評価を受けた者は、原則として成績配付から1ヶ月以内に福井大学学務部教務課を通して連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会に申し立てることができる。
- (3) 成績評価に対する申し立てを受けた連合教職開

発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会は、学生及び授業担当教員等の関係者から事情を聴取して対処し、その結果を申し立てた学生に対して速やかに通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に教育学研究科教職開発専攻に在学していた学生の取扱いは、この規程による。

別表

教職開発専攻 授業研究・教職専門性開発コース
ミドルリーダー養成コース

(平成30年度～)

区 分		授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間	
			必修	選択	前期	後期
学校における実習		長期インターンシップ	10		5	5
		ミドルリーダー実習Ⅰ	7		3.5	3.5
		ミドルリーダー実習Ⅱ	1		1	(1)
		ミドルリーダー実習Ⅲ	2		1	1
共通科目	領域ⅰ	カリキュラムのデザインの実践事例研究		2	2	
		カリキュラムマネジメント実践事例研究		2	2	
	領域ⅱ	授業づくりの長期実践事例研究Ⅰ		2	2	
		授業づくりの長期実践事例研究Ⅱ		2		2
		特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅰ		2	2	
		特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅱ		2		2
		特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅲ		2	2	
		特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅳ		2		2
	領域ⅲ	幼児児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅰ		2	2	
		幼児児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅱ		2		2
		障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅰ		2	2	
		障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅱ		2		2
		障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅲ		2	2	
		障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅳ		2		2
	領域ⅳ	学習コミュニティマネジメント実践事例研究		2	2	
		学校協働組織のマネジメント		2	2	
	領域ⅴ	公教育改革の課題と実践		1		1
		教師の実践的力量形成の課題と実践		2		2
		学校と社会		1		1
		特別支援学校における教師の実践的力量形成の課題と実践		2		2
コース別選択科目	1系	カリキュラム・授業改革マネジメント学校拠点長期協働実践プロジェクト		8	4	4
		カリキュラム改革事例研究とその理論		2	2	
		授業改革事例研究とその理論		2	2	
		長期実践報告の作成と発表（1系）		3		3
	2系	幼児児童生徒の成長・発達支援学校拠点長期協働実践プロジェクト		8	4	4
		成長と発達の実践研究		2	2	
		成長発達支援の事例研究		2	2	
		長期実践報告の作成と発表（2系）		3		3
	2系 特別支援	児童生徒の成長・発達支援学校拠点特別支援教育長期協働実践プロジェクト		8	4	4
		障害児の成長と発達の実践研究		2	2	
		障害児の成長発達支援の事例研究		2	2	
		特別支援教育長期実践報告の作成と発表		3		3
	3系	コミュニティとしての学校と教師の力量形成学校拠点長期協働実践プロジェクト		8	4	4
		学習コミュニティマネジメント事例研究		2	2	
		教師の力量形成のための組織学習事例研究		2	2	
		長期実践報告の作成と発表（3系）		3		3
履修方法及びその他注意事項	① 学校における実習 10 単位 （授業研究・教職専門性開発コースの学生は長期インターンシップ 10 単位、ミドルリーダー養成コースの学生はミドルリーダー実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 計 10 単位を履修） ② 共通科目 20 単位 ③ コース別選択科目 15 単位（いずれかの系を選択・集中履修） 計 45 単位以上を修得すること。 なお、特別支援学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、次の科目の中から 24 単位以上修得しなければならない。 （共通科目） ○ 領域ⅱ ・ 特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅰ ・ 特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅱ ・ 特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅲ ・ 特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅳ ○ 領域ⅲ ・ 障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅰ ・ 障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅱ ・ 障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅲ ・ 障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅳ ○ 領域ⅴ ・ 特別支援学校における教師の実践的力量形成の課題と実践 （コース別選択科目） ○ 2系特別支援の全科目					

教職開発専攻 学校改革マネジメントコース

(平成30年度～)

区 分		授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間	
			必修	選択	前期	後期
学校における実習		学校改革マネジメント実習Ⅰ	7		3.5	3.5
		学校改革マネジメント実習Ⅱ	1		1	(1)
		学校改革マネジメント実習Ⅲ	2		1	1
共通科目	領域ⅰ	カリキュラムマネジメント実践事例研究		2	2	
		カリキュラム改革マネジメント実践事例研究		2	2	
	領域ⅱ	カリキュラムマネジメント長期実践事例研究Ⅰ		2	2	
		カリキュラムマネジメント長期実践事例研究Ⅱ		2		2
	領域ⅲ	成長発達支援組織マネジメント長期実践事例研究Ⅰ		2	2	
		成長発達支援組織マネジメント長期実践事例研究Ⅱ		2		2
	領域ⅳ	組織学習マネジメント実践事例研究		2	2	
		組織改革マネジメント実践事例研究		2	2	
	領域ⅴ	公教育改革の課題と実践		1		1
		教師の実践的力量形成の課題と実践		2		2
学校と社会			1		1	
コース別選択科目		学校組織マネジメント学校拠点長期協働実践プロジェクト		8	4	4
		学校改革マネジメント実践事例研究		2	2	
		学校改革マネジメント実践事例特別研究		2	2	
		学校改革マネジメント長期実践報告の作成と発表		3		3
その他履修方法及び注意事項		① 学校における実習 10 単位 ② 共通科目 20 単位 ③ コース別選択科目 15 単位 計 45 単位以上を修得すること。				

(4) 教員免許状取得について

1. 取得できる教員免許状の種類について

下記の教論（教科）の一種免許状を所有する者が、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の課程を修了し、所定の単位を修得した場合に取得可能な専修免許状の種類は下記のとおりである。

なお、それぞれの教論（教科）の専修免許状を取得する場合については、次頁以降を参照すること。

専攻	コース	免許状の種類	免 許 教 科
教 職 開 発	授業研究・教職 専門性開発 ミドルリーダー 養成 学校改革 マネジメント	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術， 保健体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術， 工芸，書道，保健体育，保健，家庭，工業，英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者に関する教育の領域， 肢体不自由者に関する教育の領域， 病弱者に関する教育の領域

2. 取得のための履修方法

新入生オリエンテーション時に配布された「平成31年度 授業科目と対応する免許種類及び教科の一覧」を参照し、次表の所属専攻・コースにおける取得必要科目等に留意して**24単位以上**を修得すること。

所属コースの取得しようとする免許種類において、「授業科目と対応する免許種類及び教科の一覧」の「対応する免許種類及び教科」欄に○印又は、当該教科名の記載がある授業科目を次表に留意して24単位以上修得すること。

＜教職開発専攻 授業研究・教職専門性開発コース＞

＜教職開発専攻 ミドルリーダー養成コース＞

種類	区分		
		自コース	同専攻内の他コース
幼稚園・小学校・中学校・高等学校	学校における教育実習	全科目	
	共通科目	次の区分の9科目を除く全科目 「領域ⅱ」の「特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅰ～Ⅳ」 「領域ⅲ」の「障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅰ～Ⅳ」 「領域ⅴ」の「特別支援学校における教師の実践的力量形成の課題と実践」	
	コース別選択科目	「2系特別支援」の区分の4科目を除く全科目	
特別支援学校	共通科目	次の区分の5科目必修 「領域ⅱ」の「特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅰ・Ⅱ」 「領域ⅲ」の「障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅰ・Ⅱ」 「領域ⅴ」の「特別支援学校における教師の実践的力量形成の課題と実践」 次の区分の4科目は選択 「領域ⅱ」の「特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅲ・Ⅳ」 「領域ⅲ」の「障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅲ・Ⅳ」	
	コース別選択科目	「2系特別支援」の区分の4科目必修	

＜教職開発専攻 学校改革マネジメントコース＞

種類	区分		
		自コース	同専攻内の他コース
中・幼稚園・小学校・高等学校	学校における教育実習	全科目	
	共通科目	全科目	
	コース別選択科目	全科目	
特別支援学校	共通科目		授業研究・教職専門性開発コース及びミドルリーダー養成コースの次の区分の5科目 「領域ⅱ」の「特別支援学校における授業づくりの長期実践事例研究Ⅰ・Ⅱ」 「領域ⅲ」の「障害児童生徒の成長・発達支援の長期実践事例研究Ⅰ・Ⅱ」 「領域ⅴ」の「特別支援学校における教師の実践的力量形成の課題と実践」
	コース別選択科目		授業研究・教職専門性開発コース及びミドルリーダー養成コースの「2系特別支援」の4科目

留意事項

学校改革マネジメントコースの学生が、特別支援学校教諭専修免許状を取得しようとする場合は、他コースの科目を24単位以上修得する必要があるため、事前に教務課まで相談すること。

(5) 大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科 学生及び入学予定者の科目等履修生出願の承認に関する申合せ

この申合せは、基幹校である福井大学の科目等履修生出願承認の基準及び承認の手続きを定めるものとする。

出願承認の基準

1. 一学期における出願単位数は合計12単位を上限とする。
2. 本人の申請による、一学期における大学院授業科目・学部授業科目及び科目等履修の学部授業科目の履修登録単位数の合計が、福井大学教育学部における「教育学部学生の各学期における履修単位数の制限に関する申合せ（平成28年3月11日教授会決定）」に定める単位数を超えない場合、科目等履修生の出願を承認する。
3. 指導教員（入学予定者は、専攻長とする。）の承認を得るものとする。

承認の手続き

1. 出願を希望する者は、別紙様式1の出願承認願を研究科長宛て提出する。
2. 出願承認にかかる審査は、連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会の審議を経て連合教職開発研究科委員会の承認を得る。
なお、出願期間及び連合教職開発研究科委員会開催日の関係で事前に承認を得られない場合は、研究科長の決裁をもって承認とし、連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会及び連合教職開発研究科委員会は事後承認とする。
3. 承認された者に対し、別紙様式2の承認書を交付するものとする。

(6) 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科長期履修学生について

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の長期履修学生については、次のとおり取扱う。

- 1 職業を有する者は、一般社会人で正規に雇用されている者とする。
- 2 福井大学大学院長期履修学生規程（以下「長期履修学生規程」という。）第3条の申請及び第4条の変更に
かかる提出書類の提出期限は、次のとおりとする。
 - (1) 入学する者は、入学前の3月5日
 - (2) 在学生で希望する者は、入学1年目の3月5日
 - (3) 変更の場合は、修了予定の前年までの3月5日
 - (4) (1)～(3)項により定められた日が土曜日の場合はその翌々日、日曜日又は休日の場合はその翌日まで提出期限を延長する。
- 3 長期履修学生規程第3条の申請及び第4条の変更に
かかる審査は、連合教職開発研究科教務・カリキュラムマネジメント委員会において審査し、連合教職開発研究科委員会において承認する。
- 4 教育職員免許取得プログラム履修生に、長期履修学生制度を準用する。この場合、上記2の期日等については別途指定する。

(7) 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科 グローバル人材育成推進に関わる授業科目について

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（以下「本研究科」という。）では、自由科目として下表の2科目を設ける。

「グローバル人材育成推進に係る派遣プログラム」に参加し所定の日程を修了した者に対しては、評価の上、その結果がプログラムの定める基準を満たす場合に、下表の授業科目の単位を付与する。

ただし、下表の科目は自由科目のため、修得した単位を本研究科の修了要件に含めることはできない。

また、これらの科目は単位の累積を認める。

授業科目	単位数
大学院海外短期研修Ⅰ	1
大学院海外短期研修Ⅱ	2